

第十章 企業の集中

—現代企業集中の傾向、即ち「カルテル」(Kartell)、「エタリッシュ」(Etellegung)、「ジークション」(Fusion)、「コンビナチオン」(Kombination) 及「トラスト」(Trust)、

多數の商人、企業者が一市場に於て活動する場合に、或は競争を行ひ、或は協定を結ぶことは既に第一章に説明したる所にして、競争か協定かの問題は國民性、市場事情、心理的並に物質的前條件、法律規定の如何によつて定まる。競争を制限又は排除し、高き價格を維持し、外部の競争を避けんが爲めに彼の商人「ギルド」及仲間組合 (Zunft) が起り、又十五、六、七世紀の大商人團體及家内工業者組合が作られた。十四世紀乃至十七世紀の制規會社は共同經營によつて互市場に於ける供給過剩を避け、又舊時の製鹽場は集會の決議によつて需給の適合を圖つた。更に十七、八世紀の商人、問屋、手工业者は共同して大に供給を制限し、其結果遂に自由競争論が起るに至つた。オダム・スミスが公衆に對する企業者の陰謀を説いたのは總て此等の舊制度による獨占、價格引上、排他的傾向を考慮したからであつた。總て個人主義的啓蒙思想が此等組合及團

體の廢止を要求遂行したる時には此等の弊害を考へたのである。かくして彼等は最早此等の制度が昔相當の理由あつて發生したることを全然眼中に置かなかつた。一七五〇—一八七〇年に至つては此等の組織は最早時勢に適合せず、又技術の完全なる新大企業を發生せしむる有爲の實業家の努力を妨ぐるものと考へられ、從つて自由行動と自由競争とは當時最も必要欠くべからざるものであつた。而して人は此一時に必要なりし政策を永久の眞理と取違へてしまつた。一七八九—一八七〇年には自由競争を促進し、商人及生産者の聯合を困難ならしめ若くは禁止することが國民經濟の究極眞理なりと考へられたのである。而して羅馬法及其後の法律が一切の價格協定を禁止せんとした事は屢々あつた。

兎に角當時の事情に適合したる此法律によつて競争が盛となり。企業精神が活躍するに至つたが、未だ一切の協定を消滅せしむることは出來なかつた。例へば舊仲間組合の如きは法律が全然之を禁止するか若くは其資産を組合員の分取に任した場合にのみ解散された。佛蘭西の麵麺屋及肉屋の仲間組合は忽ち又「カルテル」類似の競争調節機關として認可せられた。又佛蘭西の中流企業者の「シンヂケート」は既に一八四

○一八四年に發生し、殊に一八八四年法律が之を認めて以來多數の成立を見た。獨逸に於ては一八七九年以來新同業組合運動が起り、夫々地方聯合會を作つたが、又之と相並んで大工業の組合が發達し且つ其中央合同組織を作り、書記長、事務局、機關雜誌、新聞、商業會議所、議會、政府、大公集會は此組合の經濟上の特殊利益を増進する手段として用ひられた。農業及仲次商業も亦之に後れず同様の組合を作つた。而して基礎の薄弱なる内閣が成立したる場合には此等の組合は着々其勢力を増進した。利益代表機關として國法の下に設けられた所の商業會議所、農業會議所、手工業會議所も亦事實に於て此運動を助長するといふ結果を生じた。獨逸に於ては強制災害保險に関する法律が出來た爲めに大工業家は一種の全國同業組合を組織するに至つた。

労働者が労働組合を組織したる場合には必然的に企業者も對抗的聯合を作つた。一八四〇—七五年には有らゆる方面に於て徐々に企業者の聯合が發達し、一八七五年以降益々盛となつた。此等聯合は合法的目的を追求し、組合員の利益の爲めに有利且つ有效なることが認められた。然しながら此等聯合は尙概して價格、販路及競争の調節を爲すまでには至らなかつた。蓋し一は法律が之に反対したると、一は其時代精神

に矛盾し、又切迫せる實際的必要がなかつたからである。

然るに一八五〇—七三年の好景氣時代と之に次ぐ數年間の不景氣時代を経て事態は一變した。市場は普く擴張せられ、供給過剩を來し、再び好景氣を迎ふるの望は遠く、過度の競争が數年間繼續した。そこで人は唯同業組合の集會に於て同業者の利害を議論するに止まらず、更に進んで販路及競争の調節、價格の協定、並に充分なる利潤と相當の資本利殖と労働者の失業防止とに對する考慮を爲すこととなつた。而も此の如き事が古來歴史上的事實として屢々大規模に行はれたることに就ては何人も知る者なく、唯若し之を行へば獨占を生じて不法となるといふ漠然たる感情を持ち、出来る丈秘密裡に其計畫を進行した。然しながら危機は愈々切迫し遂に解決に至らしめた。斯くして一八七五年以後、殊に八十五六年以來著しく多數のVereinigung, Konvention, Association, Ring, Kartell, Allianz, Fusion, Verschmelzung, Trust が發達した。何れも數個の企業をして共同一致の歩調を取らしむる爲めに聯合することを主眼とし、競爭の排除又は緩和、價格の調節及利潤の增加を以て最終の目的としたのであつた。此等各種の聯合中には短期のもの、例へば取引所に於て商品の買占賣惜により又は強氣及

弱氣の投機によつて一時的に價格を支配せんとする所の商人及投機師の「リング」(Ring)、並に公債其他の證券の共同引受及賣出の爲めに作らるゝ銀行「シンヂケート」(Syndikat)の如きのもあるが、其以外の永續的のもののみを取つて見れば三種に分類することが出来る。

(一) 英國の Agreement 及 Association 亞米利加の Pool 獨逸の Kartell, Konvention, 及 Syndikat は契約により特定の期間、概して半年乃至五年若くは十年間企業を聯合するものであつて、各事業の經濟的獨立を完全に維持しつゝ市場を支配せんことを目的とする。

(二) 次には營業方針の統一を目的とする大小企業の密接なる結合があり、各企業は全然合體することなく、唯小企業は大企業に從屬する。

(三) 所謂 Trust 及 Fusion (合同、英國では又「アソシエーション」と呼ばれることがあり)。之は獨立の企業を全然合併して一體となせるものである。

右は集中運動の階梯であつて、同一團體が甲の形態より乙の形態へ變化することもあるが、三個の形態は夫々法律的性質の相違、集中の程度、其組織の強弱及持續性如何によつて截然區別せられる。此集中の形式は國民性、事業上の慣習及法律に従ひ各國夫々相違して居るが、其成立の根本原因及最近の傾向に至つては全く同一である。

而して散漫なる形態が不充分であることが明かとなり、密集的形態を作ることは珍しくない。今之を順次に説明せん。

第一種の集中形態は一地方の企業者が相謀りて數週間又は數ヶ月間同一の販賣條件及價格を維持せんとするものである。之は通常秘密に行はれ、殊に法律が刑罰を以て禁止する場合には無論秘密でなければならなかつたが、近時は一步を進めて公然契約を締結し、其結合を強固にすることとなつた。即ち英國では紳士協定 (Gentlemen Agreement) なるものがあつて、例へば一八六〇—一八〇年頃の英國製鐵業者の紳士協定から「アソシエーション」が起つた。獨逸では此の如きものを一般に「カルテル」と呼び、佛蘭西及白耳義では「シンヂケート」と謂ひ、用語は未だ一定せぬ。然れども大體今日「カルテル」と謂へば獨立の販賣者（時には又購買者）の營業方針に關する一時的聯合といふ意味に解せられ、其目的は獨占にあり、然らずんば所謂「不健全なる競争」の制限にある。然しながら各事業は協定以外の事項殊に内部の事柄に就ては

依然獨立を保持する。「カルテル」は一八七五年以來景氣の變動と競争の壓迫とを受けた所の大企業に發生し、之によつて年々の利潤及配當を平均せしめ、且つ大資本の危険を防止せんとしたのである。

「カルテル」發展の階段

「カルテル」發展の階段は次の如く簡単に示すことが出来る。(一)信用取引、支拂條件等の協定。(二)原料買入の最高價格と製品販賣の最低價格との協定。(三)宣誓を爲すこと及協定違反の場合に罰金を課すこと。然し之は概ね目的を達せざる故、(四)地方的境界線を設けて販路を分割し、繩張りを犯すものは處罰する。(五)請負の場合に共同一致の處置を探るべきことの協定。即ち組合中の一工場のみ申込をなし、他は假令申込をするも其は體裁に過ぎぬこととする。(六)從來の生産能力に應じて各工場の生産額を定むる協定。之は一般的に生産を限定するものと、唯國內販賣にのみ關するものとある。而して豫定標準以下の生産を爲したものに組合から補償金を與へ、標準以上の生産を爲したものに罰金を課することもある。尙景氣の變動に從ひ「カルテル」は或割合の生産制限を命ずることが出来る。此生産額の協定は多く價格協定と關聯して行はれる。(七)以上の協定で尙不充分なる時は生産物の販賣を悉く中央本部に委託する。此中央本

「カルテル」の任務

部は共同の代理店であることあり、又或は組合工場のみを株主とする獨立の株式會社であることもある。斯の如く「カルテル」發達に従ひ漸次其目的が擴大し、結合が強固となり、組織が嚴重となるのである。

「カルテル」は競爭及價格の調節、獨占及大利潤の獲得といふ直接の目的以外に大規模の研究所、圖書館、情報部を設け、技術上の進歩を獎勵し、交通設備を改良し、外國貿易の促進を圖り、而して此等の目的を達するには幾分は組合自ら其衝に當り、又政府、議會並に輿論の力を利用するのである。

「カルテル」の形式

「カルテル」の法律上の形式は或は正式の社團たることあり、或は單なる契約關係に止まることがある。又特に株式會社、產業組合、若くは有限責任會社たることも屢々ある。共同販賣を行ふ場合には大抵獨立の商館を設け、契約により之と「カルテル」と結合する。組合員の數は區々であつて、僅に四一一〇に止まることあり、又八〇一〇〇に達することもある。獨逸の「カルテル」調査は一九〇五年に三百八十五の「カルテル」に就て詳細なる報告を集めたるが、之に加盟せる企業は一萬二千にして、即ち平均一「カルテル」に三十六、七の工場がある。一八八〇年代の初に獨逸「カルテル」

「カルテル」成
立の難易

ル」は約五十であつたが現今は五百以上に達するであらう。而して一度「カルテル」が出来ると傳染的作用を生じ、其附近にある事業及之と取引する事業も聯合の必要を感じ、既存の「カルテル」によつて強固となる。蓋し斯くなれば生産と價格とに就て容易に共同の處置を探ることが出来るからである。

聯合の設立は決して容易でなかつた。到る處に傳來的慣習あり、自由競争の福利に對する確信あり、又屢々法律の反対ありて、聯合を無効或は不法なりとした。又仲間組合及週市の時代より存する舊法があつた。然しながら米國及英國に於ては法律が獨逸よりも遙かに組合の發生に對して妨害的であり、又壇地利、佛蘭西でも同様であった。各國共に習慣慣例の力が強かつた。

國民性の個人主義的色彩が強い程、「カルテル」は妨害を受け、殊に其は英國に於て甚しかつた。又事業組織の相違、並に自己の秘密を洩らし若くは自由行動を束縛することを嫌ふ傾向も大障礙となつた。而して「カルテル」の失敗せるものは成功せるものよりも遙かに多く、其失敗の原因は組合員が秘密に廉賣を行ひ、又利に迷ひて聯合を脱するものを生ずるに至つたからである。米國に於ては此理由と峻厳なる法律との

爲めに獨逸に於けるが如き「カルテル」の發達がなかつた。英國に於ても「コンモンロー」と商習慣及自由貿易の爲めに妨害を受けた。反之壇地利、白耳義、佛蘭西にては相當の發達を遂げた。各國共に最初は外觀と確實なる位置とを自負する大事業は聯合に加はることなく、一八九〇年頃の「カルテル」は強者に對抗する弱者の聯合と稱することが出來た。然しながら有力なる人物によつて「カルテル」の作られたる場合には常に當該地域若くは國內に於ける、又同種事業に於ける競爭者を悉く引寄せんことを努め、或は勧誘、交渉を行ひ、或は各種の利益より除外すべきことを以て強迫し、又或は加入者に特殊利益を與ふる等種々の手段が講ぜられたのである。而して此手段が屢々功を奏して生産額の六割乃至八、九割以上を占むる事業が參加し、最大の工場も之に加はる様になつた。斯くて類似の代用工業なく、又外國より輸入のなき場合には或程度の獨占を生ずるに至る。保護關稅國に於ては輸入は困難なるが故に大體に於て「カルテル」及「トラスト」の發達が容易である。獨逸の大「カルテル」中石炭「シンヂケート」及加里「シンヂケート」は保護關稅の利益を蒙らざるも鐵工業は此利益を享けて居る。

大量品、代替品、即ち原料品及半製品の方面では聯合の成立最も容易にして且つ古くより行はれ、一八九二—一九〇三年以來全盛に達した。一九〇五年の内務省統計に據れば獨逸石炭業、鐵工業及化學工業には夫々十九、六十二、四十六の聯合あり、其他煉瓦製造業、鑄業、纖維工業、硝子工業、製紙業、皮革及護謨工業、木材工業にも多數の聯合がある。而して聯合は何れも絶へず變化して、其強固なるものと雖も常に解散を以て脅されて居る。今茲に聯合制度の長所短所を論する前に其組織と經營の困難に就て一言せん。

○「カルテル」の
組織と經營の
困難

凡そ「カルテル」は自由の合意に基くものである「トラスト」の如く事業の買収や株式市場の投機又は新會社設立によつて成立するものでなくして指導者の巧妙なる勸誘により、又全體の利害が我儘と短見なる利己主義とに打勝ちたる場合に成立する。從て其際には株式會社の場合の如く資金の調達、水割及發起人利得、株式の公募等は問題とならない。共同販賣所が株式會社の形式で設けられた場合にも組合員の醸出する小額の資本金のみで足る。此場合問題となるのは唯優秀なる指導者である。而して組合員が略ば同等の者のみである場合には容易に組合が發展するけれども、組合員の

利害が異なるに從て成立經營も困難となる。金銭上の利益のみを欲する組合員は一時に巨利を博せんとし、好景氣の場合には急激の騰貴を望み、不景氣の場合には下落を拒む。然るに先見の明ある指導者は「カルテル」の存在理由が此の如き態度と兩立せざることを知るが故に之には反対しなければならぬ。斯くて「カルテル」の内部に於ける争が激烈となつた際には一切の大問題は平和なる少數の顧問又は理事によつて決せられずして、一時的の總會又は大委員會で決定せらるゝ事となる。又其争は單に價格の引上、引下に止まらずして、新設競争工場の加入、注文分配の標準、各工場擴張の許否、或巨大工場に特惠を與へ組合員の權利平等の原則を破るべきか否か等が問題となる。故に慧眼なる専門家、例へばフェルカーの如きは「現在の『カルテル』は尙一層重要な大組織に至る中間物に止まる」ことを懸念した。其新組織は單純なる大株式會社或は「トラスト」である。「トラスト」の成立する時は右述ぶる如き不定動搖の原因は取除かれるけれども、其代りに株式市場に關聯する所の弊害が隨つて發生せねばならぬ。

○「カルテル」の
價值

然しながら「カルテル」は一大進歩であつて、又必然的の有效なる組織である。

殊に獨逸のライニツシユ・ウエストフエリツシエ石炭「シンヂケート」、製鋼業組合、加里「シンヂケート」の如きは第一流の組織的、國民經濟的經營である。斯くて獨逸の大工業が一致して世界市場に出現することは國民經濟上喜ぶべきことであり、又斯くて國際競争に對し賢明にして秩序的の處置を探ることが出来る。各事業は「カルテル」を組織することによつて大發展を遂げ、而も亞米利加式「トラスト」の設立に伴ふ不便と弊害は殆んど生じない。「カルテル」の行ふ價格の調節は景氣の變動を輕減し、投機を抑へ、恐慌を微弱ならしむ。斯くて「カルテル」の主要任務は一般經濟生活特に販路、價格、労働者雇傭數の平準を得せしむるにある。唯「カルテル」が此社會的任務を果すと共に企業者の特殊利益を圖るといふことは當然の反面であつて、「カルテル」が其勢力と獨占的地位を濫用したるや否や、又其程度如何、並に「カルテル」が現行の法律秩序を大に混亂するや否やは共に現代の大問題である。

「カルテル」に
對す批評

若し之に對して正當且公平なる解答を與へんとすれば自由主義的の商人、若くは「カルテル」關係者の見地に立つてはならない。自由主義的商人は「カルテル」を昔時の惡弊の復活又は新なる獨占への墮落なりと考へ、之に對して警察的取締と禁止法規を

求め、無恥横暴なる獨占利潤を攻撃し、自由競争と營業自由の消滅を認める。又「カルテル」關係者は「カルテル」の價格調節は自由契約によるのだから調節が如何なる程度迄行はれても獨占を生ずることはない、又若し「カルテル」がなければ全事業は不健全なる競争の爲めに滅亡するであらうと主張する。然しながら客觀的に之を見ればアダム・スミス以來輿論と立法とが主張した所の廣義の營業自由、經濟的自由が今や既に大部分消滅し若くは制限せられんとする事と、及「カルテル」が久しく廢止せられた昔の組合制度に類似せることを否むことは出來ぬ。例へば販路の分割、價格の公定の如きは舊時行はれたる所の地域制限及公定價格に類似し、又各生産者に平等の販路を確保せしめんとする傾向は仲間組合の手段に大に似て居る。

然しながら今の「カルテル」が昔の組合と同性質なるや否やは此に論ずるの要なし。

唯問題は需要供給の秩序的調節を努むる所の社會的制度を如何なる事情の下に於ても排斥すべきか否かに存する。現代は此制度を否認して居る。蓋し今の政府は社會的市價調節を事實上悉く破棄したからである。然るに現代は景氣の動搖と價格の變動に對して救濟に努め、而も「カルテル」は舊時の仲間組合、都市、國家の行つた所の強制

的調節以上に多くの利益を有する自由調節を試みんとするのである。勿論此事は種々の弊害を伴ふ。而も「カルテル」が大勢の必要に應じて發達したる自然的、非人爲的新制度たることを知らば、吾人は唯一概に之を忌避することを止めて、先づ其弊害の排除に努むべきである。

〔カルテル〕の
價格政策

問題の中心は「カルテル」の價格決定である。「カルテル」によつて商品の價格の變動が減じた事は何人も否認することは出來ないが、之と同時に大體に於て價格が騰貴した事も亦確實である。そこで次の問題を生ずる。即ち價格調節の目的の爲めには僅少の騰貴で充分ではないか、又「カルテル」の一朝失敗した場合には明白に大下落すべきものではないか。一例として獨逸の炭價を擧げんにウエストファレンに於ては一八六一一八八年に一噸四・七一馬克より六・六〇馬克となつたが、「カルテル」成立以來一八九三一一九〇六年にエッセンに於て七・五馬克より一一・五馬克に暴騰した。勿論價格騰貴は一部分賃銀と諸設備の騰貴に因り、又一八六一一八六年の價格は屢々損失を招いて居つたのである。然しながら果して之が爲めに三一六馬克といふ暴騰が必要であつたか。ウエストファレンに於て一噸一馬克の炭價騰貴は精製工業及消費者にと

つて一八九二年には三千五百萬馬克、一九〇五年には七千五百萬馬克の費用増加を意味した。石炭、並に銑鐵及半製品の騰貴は所得分配の變化を生ずるばかりではなく、一般工業殊に精製工業の存立條件を動かし、其結果は其等工業存立の困難が叫ばれるに至る。於是「カルテル」が通常以上に價格を騰貴せしめて而も尙國民經濟に害を及ぼさなかつたか否かの問題が生ずる。「カルテル」を組織せる工場の利潤が大に増加した事は一の標準であつて、從て工場の持分は騰貴し、例へばビスマルク伯鑛山會社の持分は一萬二千馬克より七萬四千馬克となり、「コンソリダチオン」會社の株式は百四十馬克より四百五十馬克となつた。勿論「カルテル」に參加せるものゝ相場が悉く此の如く騰貴したのではない、又騰貴の一部分は個々の管理がよろしきを得たる爲めである、然しながら大體に於て石炭「カルテル」の理事なるキルドルフの自ら唱ふる如く「石炭業の價値は『シンデケート』の保護によつて大に増進した」のである。

從來の經驗によれば一度獨占が生ずる時は經營者が過度の價格引上の誘惑に打勝つことは極めて稀である。そこで次の問題が益々困難となる。即ち消費者又是一般公衆は「カルテル」の經營に就て代表者を出すべきではないか、又公開審理によつて専門

家の補助の下に正當なる價格を宣告する價格訴願裁判所 (Preisbeschwerdeinstanz) が必要ではないか。若し之を欲せぬならば國家は「カルテル」の内部又は外部に於て價格を引下ぐるに足る丈けの炭田を取得して自ら經營しなければならないことは恰も加里聯合の場合と同一である。然しながら此の如きは少數の工業に於てのみ實行の出来る方法である。

「カルテル」取
締法

何れにしても「カルテル」取締の爲めに「カルテル」法 (Kartellgesetz) によつて帝國「カルテル」局 (Reichskartellamt) を設けなければならぬ。此官廳は「カルテル」登記簿を管理し、一切の「カルテル」及類似の組織は之に登録することを要し、若し登録せざる時は處罰すべし。又「カルテル」は一切の重要規定、決議及定款變更を報告するを要し、「カルテル」局の質問に對して眞實の解答をなすべき義務を課せられなければならない。之によつて「カルテル」局は重要事項を公示し、斯くて從來の如く「カルテル」に關する事項が秘密の裡に葬らるゝことはなくなる。此制度の基礎は一九〇二—〇五年の獨逸「カルテル」調査並に其出版物によつて生じた。而して此「カルテル」局によつて始めて次の大問題を解決する根據を提供することが出来る。即ち競争

の排除は如何なる程度迄進むべきか、如何なる競争が不健全であるか（現今の獨逸裁判所の判決は競争制限の手段を悉く適法と看做すものゝ如し）、「カルテル」の顧客が其「カルテル」以外の生産品を購入したる場合に顧客に對して以後價格の割増を要求し若くは其顧客と取引を斷つべしといふ契約を如何に制限すべきか、從來獨立せる商業を「カルテル」の附屬機關とする場合に如何なる程度迄之を行ふべきか、「カルテル」は何なる程度迄輸出價格の引下を許さるべきか、又如何なる程度迄輸出獎勵金等を許さるべきか、獨逸の商業政策及關稅政策を或は加勢し或は妨害するが如き強大なる國際的「カルテル」の發達を如何なる程度迄許すべきか。

上述の「法」によつて初めて急進黨の主張する社會主義的根本解決法、即ち總て「カルテル」となれる工業を國有に移すべしとの主張を斥けることが出来る。此一般工業の國有は國家に困難なる職分を課するが故に決して有利なものではないのである。又工業の國有は當然國際貿易の職分を國家に課するに至るのであるが、此任務に對しては今日の獨逸「カルテル」經營者が官吏に比して遙かに適任であることは疑を容れない。

大體に於て今日「カルテル」の可否を斷言することは出來ぬ。唯過去に於ける「カルテル」經營の完全不完全、可否を論することが出来るに過ぎない。「カルテル」は其經營者が中庸にして國士的に、又深慮と自制とを以て經營を行ひ、且つ組合員が此經營に堪えた場合には今日既に成功の域に達して居る。「カルテル」は歴史上必然の一過程にして、生産及國民經濟の統一的、計畫的經營を目的とする一方法である。而も之は先見の明ある公正の方法である。然し又「カルテル」には危險と弊害とがある。吾人は之に抵抗する必要がある。若し然らずんば一層急進的にして危險多き方法が出現するであらう。蓋し需要供給の集中を増進し且つ經營を社會的ならしむる所の何等かの形態に達せんとする目標は變化しないからである。

獨逸は他國に比して遙かに盛に「カルテル」の發達を見たるが、其は結局獨逸が英國と共に產業組合運動の先頭に立つた同一の理由に基くのである。獨逸人は國民性及歷史的運命によつて最訓練ある國民となり、經濟生活に於ても亦隊伍を整へ、自由の合意によつて協働するの能力がある。獨逸に於ては赤裸々の營利衝動と無制限なる富の命令權とは他國に於ける如く發達せず、又之がなくとも經濟上の集中を遂げ得られた。

れた。勿論獨逸に於ても此要素を全然欠く事の不能なるは明かである。

(二)「カルテル」と「トラスト」との間に一の企業集中形態がある。之は既に第六章以下に説明したが茲に之を分類して統一的に觀察せん。

支店制度及從業關係 第二種の集中

(a) 支店制度。特に銀行の場合には多數の預金所の設置。又釀造業者が旅館酒舗を買収して強制的に自家製造の飲料を取扱はしむることによつて大事業を擴張することがある。又多數の小賣業者が製造家又は卸賣商より仕入代金の前貸を受くる事により從属的關係を生ずる場合も同様である。マクロスチーは英國の一大製鐵及製線工場を引受け、其報告に據れば該工場は一定不動の販路を得んが爲めに其主要顧客たる諸會社の株式を買入れ、其株主としての勢力を用ひて常に其生產品を外國品の競争の爲め妨害を受くることなくして一定の顧客に賣捌かんとした。茲にも亦確定不動の販路維持と自由競争排除の一形態が現はれて來て居る。

(b) 產業組合及普通の小賣商人階級に於ては集中は下より上に發達した。即ち共同買入、共同販賣、共同支拂、共同信用調達の爲めに聯合した。而して個々の地方的小組合の中央組合に對する關係は概して小組合が中央組合の持分又は株式を引受所有し、

中央組合は専ら小組合の利益の爲めに業務を營むのである。又小賣商人の組合は幾分産業組合に對抗せんが爲めに之を真似たもので、共同仕入を行つて卸賣商人及旅行販賣人の如き中間機關を排除せんとするのである。吾人は前に英國の卸賣聯合會（Großseinkaufgenossenschaft）に就て説明したが之は現今消費組合の存する何れの地方にも起つた。獨逸消費組合の「漢堡卸賣聯合會」には一九〇六年に四五百の消費組合が加入し、夫々五百馬克乃至一萬九千馬克の持分を所有して居る。又此卸賣聯合會は聯合會の持分を買入るゝこと能はざる多數の微力なる小消費組合に對しても均しく販賣する。獨逸の農業的産業組合に就ては一九〇七年七月に中央信用金庫四十二、中央購買販賣組合二十六、中央販賣組合二十六あつた。其内三十五の中央信用組合は一九〇六年末合併してダルムシユタツトの「ライヒスフェアバンド」となり、二十五の中央購買販賣組合亦「ライヒスフェアバンド」に加入し、何れも大發達を遂げた。一九〇五年度のクリューガ一年報は一九〇六年一月一日に於ける中央組合及重要組合合計百十七を擧げた。此外尙別個の集中があるが茲に其組織を詳細に研究することは出來ない。要するに是れ企業界に於ける一般的集中傾向に屬するものである。

(c) 參加(Beteiligung)、同盟(Allianz)、利益共同組合(Interessengemeinschaft)、株式及取締役の交換、監査役の兼任、數年數十年に亘る供給契約等の形式に於て事業の共同及競争の回避の爲め最近二十年間に聯合せる株式會社其他の大企業は著しき多數に上つた。殊に聯合せる各事業から生ずる利潤を共同のものとして之を各事業の資本又は收益率に應じて分配する場合には其結合性並に聯合に對する利害關係は甚だ深いものである。監査役の兼任に就ては前述したるが、現今獨逸に於て十五乃至四十以上の監査役を兼任せる人士は伯林、漢堡其他の重要な都市に於ける事業界の代表的人物にして多數の企業に對し累積的、指導的、統一的影響を與へんと企て、居る。又既に説明した所の獨逸諸大銀行の同盟(註一)も亦此方法によりたるものにして、加盟銀行は總て尙其地方的獨立の地位を保つも一般に伯林の大銀行より指揮を受け、伯林大銀行は加盟銀行の株式を所有し、二三の取締役及監査役を出して其勢力を確保する。而して大銀行は此同盟によつて其危險を緩和し、新しき大銀行競争を防ぎ、工業地方に於ける其勢力を増大せんとした。又此方法によつて産業組合及小工業の支配權を得た場合もある。例へば「ドレスデン」銀行は「ゾエルゲル・バリジウス」銀行及「ブエルチツシエン」

銀行（何れも産業組合）と同盟し、斯くてシユルツエ式前貸組合の首位を占むるに至つた。尙加盟銀行は同盟によつて柏林大銀行の優勢力の侵害を被ることなく又地方業務より排除せらるゝことを免かるゝものと信じ、又同盟によつて大取引と大利潤に参加することを得た。吾人は次に上述の聯合の一變種にして、一層密接なる結合と從属とを存するものを説明するであらう。

（註1）本書101—101頁参照

親會社子會社

(d) 親會社 (Muttergesellschaft) 子會社 (Tochtergesellschaft) の關係は巨大なる設立銀行、電氣會社、其他の株式會社が其業務の一部門又は特別業務を分離して、形式上は合名會社、有限責任會社、若くは株式會社として獨立せしめ、而も實質上は株式の所有、長期の賣込契約、又は役員の人的結合によつて其指導を維持せんとする場合に生ずる。米國に於ては大工業會社が製品の販賣若くは或新特許權の利用を法律上別個の會社に委ねることが屢々ある。斯くすれば或は起り得べき判決は單に其子會社に效力を生ずるに止まり、親會社には何等影響を及ぼさない（ヌーブ）。獨逸に於ては親會社子會社の組織は最も多く大電氣會社及輕便鐵道會社に應用せられた。以下之をレーヨ

商會 (Lewekonzern) 及「アルゲマイネ」電氣會社 (Allgemeine Elektricitätsgesellschaft) (A.E.G.) の歴史によつて説明せん。

ルードキッヒ・レーヨは一八六九年柏林に裁縫器械工場を設けて大に成功したが、間もなく貨幣鑄造、武器及火薬製造の機械、並に道具及製作機械の製造が加へられ、且つ伯林の四大銀行より益々大なる信用を得て活動した。此關係によつてレーヨ商會が成立し、レーヨの技術的指揮と四大銀行の財政的指揮の下に立つた。一八八八年以後商會は諸種の工場を買收したが、一八九一年にレーヨは市街鐵道を建設せんが爲めに合同電氣會社一亞米利加會社及ミユールハイムのチッセン商會と共に「合同電氣會社」 (Union Elektricitätsgesellschaft) を設立し、此會社は二十五ヶ年間一切の電氣機械及裝置をレーヨ商會に製作せしむる義務を課せられた。其後又子會社として一八九四年には電氣企業會社、露西亞電氣組合、奥地利電氣組合が生じ、一八九九年には獨米電信會社が設立せられた。又一八九六年には伯林其他の武器工場の聯合が起つた。而して子會社は幾分獨立の發達を遂げたが、機械を主として親會社より買入れ、親會社は子會社の資本金の相當部分を出資した。斯くて遂にレーヨの合同電氣會社は一九〇四年に「ア

「ルグマイネ」電氣會社(A·E·G)に合併した。然るに此 A·E·G·は一八八三年ラテナウによつて獨逸エヂソン會社として設立せられたる工場にして是亦レーヨ商會と類似の歴史を持つて居る。最初はエヂソン及其特許によつて立つたが、其後此關係は巨額の解約金によつて消滅し、又一時シーメンス・ハルスケ商會と聯合したるが一八九四年に至つて是亦解約した。於是 A·E·G·は初めて設立銀行、電氣機械工場、多數子會社の親會社として發達を遂ぐるに至つた。其設立せる主要子會社の一は柏林電力會社にして其資本金二千五百萬馬克であつた。而して此柏林電力會社は一九一五年には柏林市に移管さるべきものであるが、其時迄は(使用機械は一切 A·E·G·に製作せしむること、(二)増資毎に新株式の半額を平價にて A·E·G·に譲渡すること(此等の株式の時價二百馬克に上つて居る)、(三)大なる報酬にて A·E·G·の役員をして管理の任に當らしむることを必要とした。斯くて A·E·G·は多數の同様なる設立と子會社によつて一九〇五年には三十二の株式會社及有限責任會社を支配し、外國に六十二の事務所と、二十六の建設事務所と、十七の技師隊と、二十九の海外代理店とを有するに至つた。既に一九〇〇年迄に A·E·G·は二百四十三の電力會社と七十の電氣鐵道とを建設し、

其に要する機械及裝置の注文を自由競争によらずして設立の方法により若くは市街鐵道の買收占有によつて引受けた。斯くて容易に動力の電氣化を行ひ、完成の後其株式を賣却した。故に子會社の所有若くは參加は唯一時のものに過ぎないが、重要且つ有利の子會社は之を確實に維持した。而して A·E·G·は合同電氣會社との合併により Allgem. Elekt. Gesellschaft Union といふ新名稱を有する巨大會社として完全に電氣事業の第一位に進んだが、此合併以後其組織は一種の「トラスト」となつた。茲には親會社子會社の説明を目的とする故に A·E·G·の研究は之にて止めん。

リーフマンの主張
（三）吾人は第七章乃至第九章に於て企業の擴大、多數人の經營上の容喙が如何なる困難を生ずるかを示した。内部の軋轢を避け、指揮經營の統一を圖ることが如何に重要なかは合名會社及株式會社が既に之を示し、產業組合及「カルテル」に至つて益々明白となつた。又本章（二）に説明したる制度は大企業及巨大企業に於て各部分の經營に

就ては獨立を保たしめながら重要事項に就て統一を圖らんとするものである。然るに此複雑にして軋轢を生じ易き企圖と相並んで簡単なる一の手段がある。即ち一人若くは極めて少數人の專制的統一にして、此人士は多數の經營と工場とを有する巨企業の全資本に對する自由處分權を掌握する。「トラスト」及「フージョン」即ち是である。

「トラスト」の
起源

「トラスチ」即被信託者に關する英法の亞米利加に於ける應用は其手段を指示する。英米の「トラスチ」は他人の財産を第三者（財團、家族、婦人）に代つて専權を以て管理し而も其者の爲めに利益を生ぜしむる所の被信託者の一小集團である。米國に於て一八八〇年以來同一生産過程にある多數の株式會社を少數の主要事業經營者の獨占的支配の下に置かんとしたる場合に參加せる各會社の株式を「トラスト」委員に引渡し、委員は之に對して信託證書を發行した。斯くて此外部に現れざる少數の被信託者は數十の株式會社を自由に處分することが出来る。「トラスト」設立者は之を秘密に行はなければならぬ。蓋し最初より此形式が各州及聯邦の法律に違反せざるや否や、又如何なる程度迄適法なるかゝ疑問であり、且つ斯くて株式會社に對する多額の租税を免れることが出來るからである。而して「トラスト」は秘密に行はれるが故に其暴

虐無顧着なる指導者も非參加者の不正なる策略と無慈悲なる壓迫とを恐れた。一八九〇年以後に設けられたる「トラスト」取締法は却て其秘密性と濫用とを大ならしめ、愈々隱蔽を深からしめたるが、間もなく所謂「トラスト」は事實上の變化なくして形式上單一なる株式會社となるに至つた。二三の州、殊にニュー・ジャーマー州に於ては此方法を法律にて許容した。即ち自ら生産を營まずして唯他會社の株式を取得する所の株式會社を許可した。斯くて「トラスト」の或ものは多數の經營を合併指揮する巨大經營となる一株式會社となり、又或ものは加盟會社の株式の過半數を收得して從來の「トラスト」と同一の目的を達する持株會社（Holding Company）となつた。此兩者の區別は持株會社の管理する株式會社は形式上依然存續する點にある。勿論事實上は持株會社の機關に全然從屬する。一般には此新しき組織も亦「トラスト」の名稱を有し、亞米利加より歐洲全般に普及した。現今一般に巨大株式會社、殊に競争の排除、從つて又獨占を目的として同種若くは類似並に相互に補充的である數ヶの企業を統一的指揮の下に置かんとする巨大株式會社、從て獨逸の「フージョン」及英國の「アマルガメーション」も亦「トラスト」と稱せられる。米國に於ては慣習と法律が少數大

「トラスト」^ト
「カルテル」^カ

株主の無條件的支配を他國に比して容易ならしめ且つ一般に當然の事と認めたる故に既に説明したる如き例を生じた。(註一)されば「トラスト」は君主專制的制度にして、「カルテル」は相互的民主的制度なりといふ見解は一般に廣く行はれて居り、又其見解は不當ではない。即ち「トラスト」は合同的組織を有し、「カルテル」は聯合的組織を有する。「カルテル」に於ては加盟者は就中其技術、監査役、取締役及事務員に就て比較的獨立を保つも「トラスト」に於ては此獨立は存しない。即ち「トラスト」は直ちに設備の劣る工場を休止し、最大の分業によつて或部門の仕事を最適當なる工場に集中し、中央本部より技術、生産、販賣を指揮命令する。又「トラスト」は服從的の使用者を有するに止まり、「カルテル」に於けるが如く我儘なる獨立組合員を一致せしむるといふ困難を伴はない。亞米利加の「トラスト」の技術上、經濟上能率の高さは主として此集權的・君主的組織に起因するのである。

(註一)本書一四五頁参照

吾々は既に製鋼「トラスト」(Steel Corporation)を説明したるが(註二)茲には石油「トラスト」の發展に就て一言せん。

(註二)本書一〇八一〇九頁参照

石油「トラスト」
米國の油田はペンシルベニア州ピッツバーグの北東にある。而して原油汲上の事業は冒險的なるが故に「トラスト」の生じたる後に於ても尙大部分個人又は小會社の經營に屬した。最初此等の小生産者は簡単なる方法にて原油と鹽水とを分離し、之を商人若くは附近の小精油所に賣却した。故に若し困難なる運送問題がロツクフェラー及石油「トラスト」によつて彼の如く巧に解決せられなかつたならば此價低く且つ運搬の困難なる產物に就て容易に大事業が起らなかつたであらう。ロツクフェラーは既に一八七〇年代に其精油所を數ヶの主要加盟工場の中心點となさんことを考へたが、一八八一年に至つて Standard Oiltrust を設立した。斯くて「トラスト」は直ちに最上の需要者となり、殆んど唯一の原油買取人となつた。蓋し「トラスト」は原油を低廉に海岸に運んで精製し、此安價なる精製石油と副產物とを以て世界市場を征服することを知つて居るからである。即ち石油の價格は「トラスト」の成立後次の如く下落した。

原油「ガロン」に付

精製油 同

一八七一

一〇、五二

二四、二四(差一三、七二)

第十章 企業の集中

一一一

一八九三 一、五〇

六、七二(差 五、二二)

「トラスト」はロツクフェラーの支配する鐵道會社より後には詐欺的となつた程の非常なる運賃割引を受け、又其後石油輸送管を設けて専用し、之によつて石油の運送、精製、卸賣を獨占したが、此獨占は利大にして又何れの競争をも抑壓した。故に小生産者及精油所の「プール」(Pool)('カルテル'なり)は到底此「トラスト」に對抗することが出来なかつた。而して此「トラスト」は聯邦及各州の排「トラスト」法の結果一八九二年三月二日解散して二十の株式會社となつたが、其最大の會社は直ちに他の十九會社の株式を買收した。斯く九千萬弗の資本金を有し "Standard Oil Company of New Jersey" と稱する巨大の持株「トラスト」が適法に成立した。此「トラスト」は今や七八十の工場を管理し、亞米利加產石油の八割四分乃至九割を精製する。其株式は一億弗と稱するも少くとも五億五千萬弗の價值を持つて居る。一九〇七年には原油產額の六分の一を占むるに過ぎないが、其石油輸送管は延長四萬哩に達し、精製及卸賣に關して獨占權を振つて居る。「トラスト」は一八九六一九八年の三年間に九千百四十萬弗の配當をなし、一九〇〇年及一九〇一年には四割八分及四割五分の配當を行つた。

而してロツクフェラーは全財產の二割七分を占め、殘餘は六千人の株主の所有である。十年間の配當金は五億八千百萬弗にして其内ロツクフェラーは一億五千九百萬弗を受けた。一九〇六年六月三十日の排「トラスト」法は一般に公正にして相當なる運賃率を強制せんとした。此法律に基いて「トラスト」に屬する所の一會社が起訴せられ、一千四百六十二の違反事件に對して各々二萬弗、合計二千九百二十四萬弗の罰金を科せられた。尙其後四千二百七十二事件に就き十回の起訴があり、總計八千五百四十四萬弗の罰金を課せらるべき件は未だ確定しない。然るに裁判所は此手續によつてロツクフェラー自身に責任を負はしめることが出來ず、又二千九百二十四萬弗の支拂を強制した事を聞かない。遂に聯邦裁判所は此判決を破棄した。

「トラスト」の批判

トは「ブル」よりも其數少く、又多くは歐洲の「カルテル」に比して獨占の程度低く、例へば製鋼「トラスト」の如きは平均全產額の五割を占むるに過ぎない。然しながら「トラスト」は亞米利加の經濟生活の最重要なる分子である。一億弗以上を支配するもの數十あり、一億以下のものに至つては益々其數が多い。既に數年前に米國

全財産の四分の一は「トラスト」にあると計算した者がある。而して最重要なる現象は支配権が少數者の手に集中しつゝあることである。二十四人の製鋼「トラスト」の取締役は更に二百の大會社、半數以上の鐵道、大部分の炭坑、保險會社及大銀行を支配し、此二十四人は又自らロックフェラー及モルガンの指揮を受けるのである。かくして今や「トラスト」に反対する者も亦其能率の非常に高きことを是認することになつた。即ち「トラスト」は技術上並に組織上大進歩を遂げ、自由競争に伴ふ巨額の販賣、運送、廣告、贈賄の費用を輕減し、多數の商業旅行人、番頭、技術者、労働者を不用ならしめた。例へば「キスキー・トラスト」は八十の加入工場中六十八を合同後直ちに閉鎖し、残り十二の設備完全なる工場に於て從來の八十工場以上に多額の優良品を生産した。斯くの如く「トラスト」は第一流の人物をして十倍、百倍の能率を發揮せしめ、無能の事業經營者並に設備不良の工場を排斥した。然しながら「トラスト」には種々の弊害が伴ひ、犯罪が行はれ、又鐵道及汽船會社の特恵を獨占した。「トラスト」は公稱資本を實際額の二倍乃至五十倍に増加し、巨額の利潤を得るも配當額の呼値を低くして世人を欺瞞せんとする。「トラスト」は常に優先株及社債の外資本金の三

分の一以上を普通株として發行するが、之は「トラスト」の成功せる場合にのみ配當を受ける水割株である。創立發起人、即ち所謂「プロモーターアンダーライター」は時としては大損失を被つたが大體に於て巨利を得た。從來の工場所有者をして實價の二倍乃至十倍の價格を以て其工場を賣却せしむるよう誘惑する爲めには資本の水割が必要である。ゼンクスは此證券の發行交付の方法によつて亞米利加の銀行は大部分失敗するであらうと主張した。又「トラスト」による政治の腐敗、直接公然の政黨買収、裁判官の收賄に至つては更に甚しい弊害である。而して選舉による裁判官の攻撃に對しては「トラスト」の首領は殆んど危険がない。一八九九年の「トラスト」調査は石油「トラスト」と其他大「トラスト」の犯罪、醜行、詐欺、奸策の多數を曝露した。其價格政策に於ては技術上並に組織上の進歩と消費の擴張と販路の普及とに應する永久的價格引下もないではなかつたが、競爭者を破滅せしめんとする場合に唯一時的の引下を行ひ、而して販路が全く確實と信せられた場合には無謀なる引上を行つた。又甚しき過大資本は常に價格を高からしめたが、之は斯くして始めて普通株に利益配當をなし得るからである。

米國に於ける「トラスト」問題

勿論亞米利加の事業生活の大部分が「トラスト」に支配されて居るのではない。ゼンクス曰く、「巨額の資本を要する場合、機械と規律によつて均一なる大量貨物が生産せらるゝ場合、從來重量の大なる生産品が甚しく高き運賃を課せられたる場合、從來特許及高價なる廣告の爲めに生産が妨害せられたる場合にのみ『トラスト』が勝利を得た」と、又彼は附言して曰く「『トラスト』に關する事實が理解さるゝに從つて益々其勢力は微弱となる」と。然しながら今日迄「トラスト」は事實上米國の政治的並に經濟的支配者である。ローズベルトの「トラスト」征伐は殆んど何等の效果がなかつた。タフトは公言して曰く、「『トラスト』制度の改革は萬難を排して遂行しなければならない。然らずんば米國は近き將來に於て社會民主的國家となるであらう」と。此の如く「トラスト」問題は米國の政治的並に經濟的問題中最重要なものである。公正にして眞に民主的な國民の多數が此少數金權者流の惡行を排除するに至るであらうとの希望は決して空虚ではない。然しながら此事は專制政治家なくして爲し得られるだらうか、改革は現在の米國憲法の下に「トラスト」支配者の聰明と富力とに對抗することが出来るだらうか。是が疑問である。

要するに亞米利加の「トラスト」は同國の法律的・政治的・經濟的狀態、國民性、莫大なる利潤獲得の機會、大膽なる投機の產物である。世界何れの地に於ても全く同様の事態を生ずることはあり得ない。しかしながら類似の事が他國に普及し、又現に存在することは識者の否認する能はざる所である。

英國の「アマルガメーション」

英國に於ては最近十年間に鐵、鋼、織工業、「セメント」工業、火薬、「ダイナマイト」、煙草、砂糖工業に於て「アマルガメーション」(Amalgamation) 及「アソシエーション」が發生し、又大なる石鹼「トラスト」其他の「トラスト」的組織が計畫されて終に失敗したが、之は英國に於ては「カルテル」よりも寧ろ金融會社に類する傾向が著しきことを示して居る。此金融會社は當該工業の六割乃至九割を一支配の下に置き、集權的獨占を作らんとした。然るに此制度は合衆國に於ける如く容易には成功しなかつた。蓋し英國に於ては財政上の專制者を持つことを好まず、又容易に之に服従しないからである。例へば前述の Calico Printers Association (註四) の如きは八十名の取締役を有し其組織が集權的でなかつた爲めに事務が進歩しなかつた。マクロスチーは其名著に於て英國の「トラスト」組織に就て次の如く述べた、即ち英國の「アマルガメ

「ーション」は無暗に過剰資本を生せしめなかつた場合、確實なる大製造業者が全權を經營者に委ねた場合、又徐々に一步一步新工場を合併した場合には完全に其職能を發揮したと。——然しながら今日尚存する經營の困難は漸次に自ら免除せられる。而して英國の「アマルガメーション」は今日同國の經濟的困難の壓迫を受けて増加し、益々獨占的に進み行くであらう。

(註四) 本書一二二頁參照

獨逸に於ては最近二十年間に一方に於ては縱又は横の大事業間の「フージョン」と、他方に於ては「ベタリング」、利益共同組合、並に子會社の合併が大に増加し、之によつて亞米利加に於けると同規模の統一が出來上つた。從て之を「トラスト」の發達と稱するものが屢々ある。吾人は第六章及本章^(二)に於て之を説明したるが、例へば「ダイナマイト・トラスト」の如き純然たる持株「トラスト」は極めて少數である。而して其合同の方法も大體に於て亞米利加と異り保守的であり、公正且つ緩漫なものである。又「フージョン」は久しく主として小地域に於て行はれ、近來漸次大規模となりつゝあるが尙獨占的性質を帶びるに至らない。將來に於ても大工場が更に「フージ

ョン」を作るべきかは疑問である。唯小礦山及工場が大なるものに合併せらるゝことは起るであらう。又現在の大銀行が銀行「トラスト」を作るといふ事はあり得ないであらう。汽船會社の合併は内地航路に就ては成立したが、外國航路例へば「ハンブルグ・アメリカ」、「ロイド」は僅かに協定によつて目的を達した。化學工業に就ては「エルペルフェルド」、「ルードキッヒスハーフェン」及「トレブトウ」の三大染料工場が利益共同組合を結んで居るが、此場合にも「トラスト」又は小工場の壓迫はない。唯一九〇〇一〇四年に大電氣會社が恐慌時代を通過して一大集中を完成することとなつた。此際數ヶの會社が消滅して二の巨大會社が殘された。即ち一方にはシーメンス・シュツケルト、他方にはA·E·G·及合同電氣會社がある。後者に就ては既に説明した。(註五)今茲に獨逸電氣事業及其集中傾向の特質に就て二三の注意を與へて前の説明を補ふであらう。

(註五) 本書四二〇五一一〇七頁參照

世界的大會社なる「シーメンス」はウエルナー・フォン・シーメンスが一八四七年に十人の職工と共に殆んど手工業的の電信線工場（低壓技術）として設けたので、其時

彼は「グツタ・ベルチャ」によつて銅線を絶縁すること、其によつて電信術の實際的應用を發明したのである。其後幾多の年數を經て高壓技術の出現した時に初めて大機械と大經營が必要となり、一八七二年には伯林に於ける其工場は五百五十人の労働者と五十人の事務員を有し、他の重要都市に分工場を設くるに至つた。一八七五年には獨逸全國に於て八十一の電氣事業經營と一千百五十七人の労働者を有した（即ち一經營に労働者が十四人宛あつた）。ジーメンスが速かに世界的名聲を博し、又夙に獨占的地位を得たのは其發明的天才に因るものであつて、之は亞米利加に於ける發明と相俟つて間もなく又高壓技術、白熱燈、電力輸送、發電機の大發明を爲し遂げた。ジーメンスは最初の發電機、孤光燈、電氣鑿岩機、電氣鐵道を作つた。一八八〇年以降には電氣事業の大發展が起り、殊に米國に於て盛であつたが、歐洲では獨逸がジーメンス其他の大電氣工場を有するによつて優勢の地位を占めた。然しながら一八九五年には尙僅かに一千三百二十六の經營と二萬六千の從業者、即ち一經營に付二十人の從業者を有するに過ぎなかつた。其内六百三十三は五人以下、六十は五十人乃至二百人であつて、二百人以上を有するは僅かに十五であつた。而も一八九五年には電氣事業持つて居た。獨逸電氣事業の統計次の通り。

經營數	一八九五—九六年	一九〇〇年
白熱燈	一八〇	七七四
孤光燈	六六二、九八六	二、六二三、八九三
有效發動機馬力	一五、三九六	五〇、〇七〇
能力（キロワット）	一〇、二五四	一〇六、三六六
	四〇、四七一	二三〇、〇五八

電氣事業は一八九五—一九〇〇年の好景氣時代に發達したが、一九〇一—二年に大困難に陥り、ジーメンスの如き先見の明ある工場すらも大損失を被つた。況んや中流銀行の過大信用によつて經營したる小工場は之に堪へる事が出來なかつた。一九〇二年十月のA.E.G.の事業報告に曰く、「製品の價格を製作に要する貨銀を支辨するに足る標準に戻さんとするには大會社相互の關係を密接ならしめることは到底避けることが出來ない」と。A.E.G.と合同電氣會社とは一九〇二—〇四年に最初利益共同組合を作り、次で合併して一會社となつた。ジーメンス・ハルスケはA.E.G.、合同、シユツケルトと反對に低壓器具の製作を繼續し、殊に電信、電話、鐵道保全及測量器具の部門を整へ、又獨逸銀行と共に伯林高架鐵道を建設したが、他方又高壓の方面をも大に擴張した。シユツケルトは一八七三年より一九〇〇年迄に從業者の數が急激に増加して八千人となり、就中高壓事業を増加し、探照燈に於ては獨占的地位を獲得したが、其設立者及企業の過度に大膽なる活動の爲めに大窮境に陥り、一八九八年合同電氣會社との合併計畫の失敗後ジーメンスとの合併に因つて其困難を脱するに至つた。ジーメンス・ハルスケも同様に合併によつて大節減の餘地あることを知れるが故

に此合併を實行し、其事業の一部は自ら之を存續し、大部分はシユツケルトの工場全部と合併して別箇の有限責任會社に引直した。此有限責任會社の資本金中四千五百五萬馬克はジーメンスに、四千四百九十五萬馬克はシユツケルトに屬し、利益の分配に就ては前者に優先權がある。

如此二大電氣會社の「フージヨン」と一九〇一—〇三年の恐慌とは密接の關係があるが、其地位の強固を圖つた原因は尙他にあつた。即ち石炭、銅、鐵及鋼製品、硝子製品の買入が各生産者の聯合によつて困難となつたこと、及得意先、即ち電力工場並に電氣工事々務所も亦合併したことである。而も此合併に拘らず二ヶの巨大會社は尙久しく獨占的地位を占むることが出來なかつた。即ち獨逸に於て發電機、電動機及變壓器の製造業者は尙三十あり、其内十五は株式會社にして其資本金約一億馬克に上る。高壓電氣機械及其部分品の製造業者は巨大會社の外尙二十五あり、多くは合名會社である。唯無線電信器械のみは暫時A.E.G.及ジーメンスの獨占であつた。又熱及料理器具、度量衡、計算器、登錄器、電纜及導線材料、白熱電球に就ては無數の製造業者がある。——此の如くして一方には主要工場の集中が進むと共に、他方には全然獨占

リーフマン説
の批評

的統一が行はれずして製品の性質に應じて夫々の工場が分立した。

故にリーフマンが獨逸に於ても近く一般に亞米利加式の「トラスト」が生ずべしといふ期待を攻撃したが、吾人も其攻撃は不當でないと信する。法律形式上亞米利加式にならぬのは勿論であるが、其根本的弊害に陥ることもないであらう。半ば社會主義的、技術的の熱心なる「トラスト」豫言者にリーフマンが反対した理由は獨逸に於ける聯合發展の本質から推定を下したもので信頼すべき意見といはねばならぬ。然しながら吾人はリーフマンの如く確實に否定することは出來ない。蓋し就中獨逸の「フージョン」、「コンビナチオン」、「ペタライギング」、利益共同組合の形式は常に其自體に或獨占的傾向を持つて居るからである。而して此傾向は漸次増大しつゝあるが故に、終には亞米利加の「トラスト」と同様の問題が起るであらう。即ち此私的・獨占的の發展は全く健全なものであるか、又之は現在の「カルテル」を破壊しないか、又之は「カルテル」と同様に改革を必要としないかの問題が生ずる。殊に近時盛に現れた一傾向がある。即ち取引所と投機とが「フージョン」及「コンビナチオン」に參加したこと、獨立せる工場を加盟せしむる爲めに過剰の代價を支拂ひ、其結果として過剰資本を背

負ひ並に之に必要な相場の煽動を爲すこと之である。「カルテル」、「フージョン」、大銀行の首脳者の横暴も亦其一である。凡て個人の糾合せんとする人數が多くなればなる程權勢の濫用を必要とする場合が多くなるのである。此二ヶの現象は獨逸の形勢を亞米利加の「トラスト」設立と類似せしむるけれども尙大なる相違がある。即ち獨逸に於ける合同運動は寧ろ技術と事業の必要から出たものであつて、亞米利加に於けるが如く大金融業者が其利益の爲めに作つたものではない。獨逸にはロツクフェラーやモルガンはなく、又取引所資本が工業を支配することや鐵道及工業の利益と其投機とが混同することもない。

「フージョン」
に對する政策

故に獨逸に於ては改革も左程困難ではない。獨逸に於て鐵道及運河交通の全權を掌握し、從て亞米利加の「トラスト」の最重要にして最腐敗せる武器を有するものは國家であつて大富豪ではない。而して獨逸に存在する所の「トラスト」類似の制度、即ち「フージョン」、「ペタライギング」、其他類似の集中組織に關しては將來の改革に於て之を「カルテル」と同様に帝國「カルテル」局の監督に服せしめ、其登録と報告とを強制すべきである。又株式法を改正して一切の此の如き新企業形態にも效力を及ぼす

べきである。即ち一定以上の資本金を有する此等の組織は英國の株式法が既に實施せる如く検査役の定期検査を受くべきである。又決算規則は大株式會社及類似の組織の毎決算に必要なる最小要求を規定すべきである。斯くして一切の「ペタリギング」は確實なるものとせられなければならない。而して若し此の如き方法によつて五年乃至十年間其全制度が公開せらるゝならば、其時は偶然の獨占利潤に對する課稅、其價格決定、並に帝國、各邦及消費者が價格決定に參與することに就て最後の立法的決定をなすべき秋である。又其時は國家の代表者が株式の取得又は其他の方法によつて此の如き巨大企業の經營に參加することが出来るか、又參加すべきものであるか、將た其程度如何を決定することが出来るであらう。

要之企業形態の集中的發展は上述の通り自然的、必然的のものであつて決して抑壓することは出來ない。又之は時代の技術上・經濟上の條件、即ち組織的傾向に適合して居る。唯其濫用と墮落を避け、公開と法律上の制限とによつて公益を尊重せしめ、而も私的事業生活に於ける正當なる活力、合法的營利衝動を麻痺せしめてはならない。既に二三の實例の存在する如く過大なる獨占利潤を生じた場合には其幾分を帝國、各邦

及公共團體に提供せしめなければならぬ。例へば巨大經營に合併した巴里乗合馬車及市街鐵道會社の組織は如何にすれば國家及公共團體に株主以上の大利益を振り向けることが出来るかを示して居る。又獨逸帝國銀行の組織は如何にすれば官吏と私人資本代表者とが共同して巨大なる施設を巧みに經營し得るかを説明して居る。(註六)總て此等の集中組織の首脳には第一流の實業家を置かなければならぬ。而も此任に當る人士は啻に理財に長ずるのみならず、又公益の觀念を有し、眼界廣く國士的なる有能者でなければならぬ。此新組織と關聯せる價格の決定は總て從來の自由競爭的小事業組織の場合に於ける市場の價格決定と全然別種のものであることを明にしなければならぬ。茲に問題となるは此組織より生ずる名額の利潤を各關係者に公平に分配することである。即ち一經營の首脳者は多額の收入により、二多數の職員は充分の俸給と賞與とにより、三労働者は平等なる高き賃銀により、四消費者たる公衆は低廉なる價格により、五國家及公共團體は租稅若くは配當によつて利益の分配に與るべきである。公開と統計とによつて事物が適當に進行する限り總て此等の利害關係を公正ならしむることが出来る。是は多少の困難を伴ふべきも尙其目的に到達する事は可能である。

勿論將來の大勢を正當に認識せる強大なる政府のみが健全なる輿論と「カルテル」經營者及實業界の善良なる分子と並に最開明的なる労働者指導者と協力して此目的を達することが出来る。「カルテル」其他の集中的新組織は之を破壊することなく、却て現今幾分邪道に陥れるを救ひて健全なる正道に進ましめ、斯くて進歩したる國民經濟の正當なる機關として、又生産の集中的指導機關として活動せしむることが出来る。

(註六) 獨逸帝國銀行の組織は先づ帝國宰相並に數名の大臣及聯邦議會議員よりなる所の帝國銀行監會(Reichsbankkuratorium)が最高監督權を有つて居る。其下に八名の終身取締役あり、何れも從來實業家又は官史たりし人士にして銀行株式の所有を許されず、又配當を受けない。而して此取締役は名義上帝國宰相の命を受け、其部下であるが、實際上は銀行經營の全權を握つて居る。此取締役の下に實業界より入りて銀行事務に熟達せる多數の職員あり、其高級者は俸給以外に配當を受ける。但し此配當は直に支拂はずして、他日責を負ふべき損害を生じた場合に於ける保障として退社の時迄留保する。此職員組織の外に株主代表會(Vertretung der Anteilseigner)伯林大銀行の巨頭より選出せられたる中央委員會(Zentralkausschuss)あり、此は毎月一回會合し、其權限は單に助言を與へ、手形割引監督し、三名の代表者を選んで取締役會に出席せしめることに止まる。尙帝國又は各聯邦に對して定款に規定せられたる以上の貸付をなす場合に限り此兩機關は一定の干涉權を持つて居る。此等の有力な機關の組織は即ち帝國銀行の事業と位置を語るものである。株主の勢力が此の如く制限せられたることは他に例を見ないが、而も是が爲めに一般銀行との關係を圓滑ならしめ、銀行經營に關する。

する專門智識を發達せしめた。帝國銀行の職員はよく事務に練達し、他の一般銀行は大部分其重要地位を帝國銀行又は其支店於て修熟せる人士によつて充たさんことを欲する。即ち帝國銀行に於ては普羅四の善良なる官僚の傳統と商人的訓練とが融合し、帝國の利害と株主の利害とが巧に調和されて居るのである。(原著第二冊 六〇頁)

「カルテル」並に其他大企業者によつて營利の爲めに經營せられる集中的組織には唯不當、不正、射利心の増進のみがあると考ふる人は此經營者中にも亦高尚なる動機の働きつゝあること、及現今株式會社及「トラスト」と相並んで組合制度が著しく發達したこと認めないのである。亞米利加の「トラスト」と其濫用とは將來組合制度の勝利によつて治療せられなければならないとはローズベルトの誤らざる卓見の一である。

吾人は今日國民經濟組織の殆んど全方面に益々集中運動が盛となりつゝあることを認める。即ち組合制度に於ても、自由企業制度に於ても、將た其首腦者間にも、職員間にも、労働者間にも然りである。現今の信用制度は益々一切の經濟現象に就て管理を行ひ且つ益々多數の人々を從屬せしむるが、其從屬は決して非難すべきものではない。總て信用機關は其得意先の良否を精査して其に應じて信用を與へる。交通制度も

著しく集中して其運賃及條件によつて事業を從屬せしめ、其によつて販路の限度を指定する。又公共團體及國家の經濟的機能は益々増加して吾人の經濟生活を著しく集中せしめる。

斯くて今日一切の經濟的活動並に國民經濟組織を通じて正當なる集中的傾向の増進しつゝあるを否認することは出來ないが、之は專斷的なる國家の行爲より起るものではなくて事業界自體から生ずるのである。此場合拙劣なる調節は用を爲さぬ。集合的機關に對する適應調和の方針を以て大なる才能と經驗とを使用して高處より監視すべきである。之が爲めに經濟的自由が消滅することはないが、或場合には上よりの正當なる指導と規定とに讓歩することが必要となる。此集中的機關を作つたのは資本でなくして、俊秀なる實業家と政治家である。勿論資本と新技術の援助を受けるが、其以上に道徳的・政治的の性質及要素により、又民衆殊に労働者の賛同を得て行はれたのである故に其結果は私人企業者の地位を進むることなく、企業者を分化し合成し、其優者、即ち商業上及技術上の俊才に大なる權利を與へ、之によつて避け難き生産及商業上の恐慌を輕減する。或一者のいふ如く「カルテル」「トラスト」のなき國民經濟組織は無

政府主義的生産を行ふのではなく、又之を有する國民經濟組織は社會主義的集中を意味するのでもない。唯此兩者の差違は次の點に存する。即ち經濟界の形勢に對する豫測と洞察とは「カルテル」及「トラスト」以前にも全然なかつたのではないが「カルテル」及「トラスト」の發達は實業界の一部に有力なる統一的代表者を生ぜしむるに至つたのである。

第十一章 結論

——國民經濟の社會的組織殊に企業の概観。

現今の國民經濟は家族と企業と國家及公共團體の協働を基礎とする。此三個の機關は何れも對內的には平和的の調和組織を有する集合體にして、對外的には獨特の利害關係を有する利己的團體である。此調和的內部組織の基礎は家族に於ては主として同情と血縁と愛であり、地域團體に於ては近隣關係、國家的感情、法律及強制であり、

家族經濟
企業

又企業に於ては營利衝動を自由に活動せしむる所の私法上の契約である。家族經濟は家族に對して其生活に必要な財を供給せんとするものであるが、併し又或種の生産過程、殊に農業及小工業の如きは家族經濟を基礎として居る。而して此場合には多少利潤を得んとの目的が作用するのである。企業は此職能を漸次に家族から取つて生産及商業の大部分を擔當し、全く利潤を目的として經營し、競争によつて市場に貨物を供給する。企業を攻撃する者は曰く、「企業は利潤追求の爲めに勞働者、消費者、其他社會に對する義務を忘れ、又利潤を得んが爲めには敵人と朋友とを區別せず、粗製濫

造品の販賣を敢てする」こと。蓋し企業が社會全體の爲めに盡すは單に利己的利潤へ赴く道程に過ぎず、又此利潤の爲めに動もすれば弊害を生ずることは事實である。然しながら(一)企業者は假令或場合には貪慾の爲めに道を誤ることがあつても尙道徳、慣習、法律によつて支配せらるゝ人間であり、且つ(二)企業者も長く利潤を得んとするには必ず價格相當の良品を供給し、道德、慣習、法律を守らなければならぬ。又國家及公團體は本來權力及法律組織の機關として成立したものであるが、經濟上に於ても亦文化の進歩と共に益々其地域の共同的需要を充たし、益々高尚なる欲望を満足せしむるの任に當らなければならない。(註二)而して國家及公共團體の特徵としては、其活動は公益を目的とし、社會全體の永續的利害を慮り、益々高尚なる欲望を満足せしむるの任に當らなければならない。又高尙なる經濟的文化の任務を果すには國家の力のみ之を能くすることあり、或は之に依つて特に巧妙に行ふことを得るのである。然しながら其設立せる大營造物は屢々支配者の爲めに濫用せらるゝ虞あり、又遲鈍にして経費多きを常とし、其成功は有爲の人材を官僚として擧げ得たる場合に限る。企業の場合には劣悪高價なる貨物は市場に於て賣行宜しからざるが故自然に排斥せら

るゝが、公營造物の場合には此の如き調節を缺くことが多い。公營造物は事實上又は法律上多くは獨占的であるが、必ずしも強制力を必要とするのではない。然れども一般人民は之に對して選擇權なく、成功せると否とを問はず新方向に向はしめんとするならば強く輿論を動かし、政府の改良を行はねばならぬ。而して此事は多くの場合に於て甚だ困難である。

(註一) 國家及公共團體の盡すべき經濟上の職分として道路、交通及市場制度の如きものがある。即ち道路橋梁其他の建設、度量衡の検定、貨幣の鑄造、商品の検査の如き是れである。團體が大きくなると共に各種の組合、產業組合、公共團體の注意が不充分となり、又從て益々公益の爲めに上記の事項を行ひ、而も個々の事業、地方、階級の利己的利害關係を離れて公正に施行しなければならない。此故に貨幣鑄造及郵便制度は國營となり、主要大道路は國家が之を管理し、其他の道路は各州、都市、公共團體の手に移つた。鐵道も亦國有を可とし、獨逸及其他の數國に於ては一八七〇—一九〇年に國有となつた。總て鐵道の經營は大なる經濟上の獨占の財産である。株式會社が經營する場合には唯中央の幹線を建設するのみにして支線を顧みず、又其競争は國富の浪費である。尙ほ管理、諸制度、運賃率の不統一は國防を妨げ、交通を困難且つ高價ならしめ、國民的交通及關稅政策を不可能ならしむものである。ビスマルクが「六十三の獨逸鐵道地域は中世の爭闘權(Fehderecht)を復活した」と謂へるは謡言ではない。若し鐵道が富豪の掌中にある場合には鐵道と其株式が取引所投機の道具となり、株主を大に富まし、惹てば大資本家に國家及國民經濟に對する政治上及經濟上の支配權を與ふる手段となるに至る。同一の理由により或種の信用機關殊に紙幣發行銀行は國家が經營するか或は國家

が監督しなければならない。又近時炭坑、或種の鐵工業及武器工業を國營とし、水力、電力並に一切の大機械力を國家の管理に移さんことを提唱する者が少くない。將來果して此傾向に進むか否かは此種工業に於ける社會的鬭争、並に其に對して「リンク」及「カルテル」が其勢力を善用若くば亂用する方法如何によつて定まるのである。(原著三四三頁)

三機關の成立

家族は其成立最も古く、最も自然的にして且つ最も單純なる經濟機關である。國家及公共團體は其權力及法律的機能に於ては同様に古いものであるが、其經濟活動に於ては比較的新しく、其組織は常に複雑にして運用の困難なるものである。企業に至つては其成立最も新しく、經濟的利己心を以つて唯一の基礎と爲し、而かも經濟上の目的以外に何等の關係なき多くの人々より成る所の協働組織である。從て其組織は家族の如く簡単ではないが、大體公營造物に比すれば遙かに行動自在なるものである。勿論企業の範圍が大に擴張された場合には問題は困難となり、幾分國家及公共團體の組織と類似するけれども、其社會的組織は尙散漫にして變更を加へ易く、且つ其濫用破滅の場合にも公營造物の失敗の如く社會全體を悲境に陥らしめることはない。企業の責任は各個人之を負ひ、企業者は其活動に對し自己の名譽と財産とを賭する故に、茲に人格の淘汰と力の緊張とが起り得る。然るに此事は國家及公共團體に於ては左程容

易でなく、或は少くとも道徳的・社會的育成の頂點に達した場合にのみ望み得る所である。蓋し官吏は其經營を誤りたる場合にも譴責轉任を以つて報ひらるゝに止まり、免職は極めて稀であるが、企業者は忽ち破産を招き、「カルテル」及株式會社の重役は解職せらるゝに至る。

家族、國家及公共團體は各々其獨特の目的を有するものにして、専ら經濟生活の爲めに準備せられたのではない。反之企業は唯經濟上の目的を盡すべきものであつて全く其に適應して居る。即ち企業は最も分化せる専門的經濟機關である。

三機關の任務

現今の國民經濟に於ては三種の機關と、其相互關係と、其分業と協働とが等しく必要である。三機關は夫々獨特の心埋的動機、慣習及法律規則を基礎とし、長短得失あり、互に侵し難き社會的・經濟的職分を有する。されば此三機關は夫々獨特の存在と任務とを有し、決して消滅せぬであらう。家族は幾多の任務を企業に譲つたが尙其重要なものは依然として自ら之を保ち、又新に發達せる高尚の任務をも有して居る。國家及公共團體は嘗て其任務を企業に委ねた事があるが近時之を再び正當に取戻した。經濟生活に關しては新たなる指導的任務、即ち教育、交通、信用、保險の如きも

のが國家の主要任務であり、此範圍では私的企业は他の方面に於ける如く發達しないのである。企業は最初家族の任務を引繼ぎ、次いで國家の任務をも擔當するに至り、其後任務の一部は再び奪はれたけれども、企業の領域は常に擴張して居る。而して企業は十九世紀の國民經濟に一大特徴を與へた。大經營及巨大經營の企業が國家及公共團體に類似したるは寧ろ外部の組織、使用人待遇法、並に獨占の關係に於てやある。獨占は企業が社會に對して大なる義務を負ひ、多額の利益分配を公共團體に向つて提供する場合に限つて私人に許すべきものである。株式會社及「カルテル」「トラスト」が國家の經營と相違し且つ之に勝つて居るのは其活動が自由であり、強制主義、法律上の形式、議會の議論に煩はざることなしに事業を營じことが出來、又必ず商業的に需要供給に適應する點にある。一切の小企業、即ち普通の農、工、商業を共産的又は國家的經營に移さんとするが如きは不條理にして却て物價騰貴を招き、又故意に軋轢と遲鈍と迂遠とを生ぜしむるのみであらう。(註二)

(註二) 文明の進歩と大社會團體の發達と共に從來個人、家族若くは企業によつて行はれたる人類の欲望充足が一部分公共團體の手に移るに至つたけれども他の部分は尙依然として移らない。蓋し是は各種の欲望中古來の簡單なる自然的欲望は概して私經濟機關によつて充足せらるゝを可さし、新しき高等複雜なる欲望は公經

濟機關によるを可とするからである。即ち通常人の有する普通の經濟上の欲望は家族及企業に於て完全且つ低廉に充足する事が出来る。然るに欲望が高尚となるに従ひ、又社會團體が大きくなり、其諸制度及活動が複雜さなるに従ひ、又種々の欲望充足が分業・社會的階級闘争及所得分配の複雜の爲めに困難となり、多數の中間原因に關係するに従ひ、又住居が密集し、技術が高等となつて一般民衆には不可解となるに従ひ、又將來の需要の豫め準備するに従ひ、又國民の存立、教育及健康といふ大問題が關係するに従つて益々私經濟は退き、公共團體が其法律並に權力組織に依つて欲望充足の任に當り、又公共團體の不適當な場合には他の組合又は團體が是に當らなければならない。故に昔人は次の如くいふ事が出來る。即ち公共機關の經濟活動の増加は精神的、道德的、技術的に進歩せる高等文明の產物であり、時間的、場所的に分離せる諸目的の欲求増大の結果であり、又社會化の増進と國家及社會組織の複雜の結果である。尙ほ欲望を認識し、充足することは甚だ困難であつて行政機關なくして不可能であるが、而も其場合には濫用錯誤を伴ひ、大なる費用を要し、自由を妨げ、往々にして專制政治に陥ることを免れないものである。故に國家及公共團體に依る經濟的欲望の充足は幾分なりこそ此の如き困難に打勝ちた場合に始めて成功するであらう。若し失敗せる場合は或は其目的を放棄し、或は是を組合若くば私經濟に返戻する外はないであらう。是を歴史に従ずるに一進一退を續けて来た。併しながら私經濟は常に自己の領域を維持するであらう。而して國家並に企業の活動は其形式と慣習とを變更することが出来る故に兩者の進退は愈々複雜となるであらう。大企業は國家及公共團體と同一の困難に遭遇しなければならない。併し又大企業は國家及公共團體の長所を採用し、遠大なる公益的經營に依り、國家の監督に依り、又其利益の一部を國家及公共團體に與へることに依つて是に接近することが出来る。又國家の機關も又企業の制度に接近することが出来る。斯くて混合せる組織形態を作ることが出来るのである。(原著三四〇—四一頁)

將來の豫想

故に最近數十年間に於て國民經濟の社會的組織に幾多の變動があり、又其混雜の裡に集中的傾向が著しく現はれたけれども、近き將來に於て全然社會主義的若くは共產主義的組織が勝利を占むるといふが如きことは恐らくないであらう。固より個々の場合に社會主義的傾向の現はれることもあり、又此理解なきものは今日最早大臣としても議員としても重要な地位を占めるることは出來ないのである。けれども之と同様に各種の經濟的任務は益々雜多の組織を生ぜしむるに至り、其結果は一ヶの巨大なる集中的國家經濟を作り出すことなくして、寧ろ種々雜多の機關、動機、制度の混淆して並存し、協働する所の狀態を生ずるのであらう。

現今國營の鐵道、郵便、電信と相並んで私人の「カルテル」及株式會社があり、多數の公經營と相並んで個人事業及產業組合があり、大工業及工場制工業と相並んで家庭内工業及手工業があり、大農經營と相並んで小農があり、又大規模の市場生產と相並んで自足經濟があり、無償の給付提供と相並んで貨物勤勞に對する支拂が盛に行はれて居るが、之を悉く不思議若しくは矛盾の現象と解するは畢竟形式的空論家の見解である。總て現に行はる、經濟生活の形式及方法は夫々其成立の條件と前提とを有し、

此條件と前提との存する限りは消滅し得ないものである。大經營、「カルテル」、國家經營は多くの場合に小經營、私人事業に立ち勝つて居るが、時としては其生産が高價であり且つ良好でない場合もある。總て高度の經濟形態は其が隆盛を期する爲めに高等なる心理上並に制度上の前提を要する。されば其高等なる形態の發展は緩漫であり、又反動を伴ひ、其活動範圍は限られたものでなければならない。

經濟形態の發展
家族

經濟とは外界の物質的資料を吾人の生存の爲めに調達することである。嘗ては各個人は之を單獨に、而も需要の起つた瞬間に、直接に行つたものである。然るに此資料を共同的に、一層安固に、間接的に調達し、而して豫め萬一の缺乏に備ふることの出来た點に一切の高等文明の意義が存するのである。又一切の高等技術、又其調達に當つて既存の資料（資本）の應用は何れも皆之を目的としたのである。過去數千年前間家族の經濟及技術と其貯蓄とは豊富且つ安全に欲望を充足する最上の而も殆んど唯一の手段であった。然しながら此機關は天變地異に備へ、分化せる大社會の欲望を充足するには尙不充分であつた。反之地域團體と其首腦者は家族に比して先見の明あり、富裕にして有力であつた。故に先づ軍事、裁判及行政の任に當り、次で一部の純經濟

地域團體

的任務を擔當することが出來た。けれども經濟的任務に就ては全然成效しなかつた。蓋し其首腦者の事務の負擔が余りに重くなり、又其機關は經濟的欲望と余りに縁遠くして欲望の充足の爲めに過大の費用と各種の弊害を伴ひ、又市民に對する物資の配給を不當ならしめたからである。之が爲めに地域團體は一七五〇—一八七〇年に私人事業に道を譲り、之によつて今日の生產、技術、交通が成立することを得た。近時に至つて企業の暗黒面と濫用が著しく現はれた爲め漸く國家及公共團體は或は之を管理し、或は再び其職分の幾分を取戻した。一七五〇年以後現在に至る迄企業界が其規模に於ても又能力に於ても大發達を遂げたるは蓋し多大の人力と資本とを糾合して經濟上統一的效果を擧げ、而も自由に市場に活躍し、利潤の刺戟の下に最上の努力をなしたからである。企業は市場より其費用の代償と利潤を求め、其販賣價格に應じて生產高を加減する。即ち價格が費用即ち生產費を償ふに足りぬ場合は其損失を避くる爲めに生產を中止若くは制限する。反之價格が充分費用を償ふ時は利潤が増加する、故に生產の擴張を以て之に應ずるのである。斯くて企業と共に自由契約の範圍が擴大せられ、需要供給の増減が自由に行はれる。尙茲に商業が發達して貯藏品を適當の場所及

私企業

時期に於て市場に出すことを任務となし、豫め其保管に當る。而して商業的任務は企業が之を引受くる場合に最容易に發達する。斯くして自由なる社會的市場供給組織が成立し、間斷なき價格の騰落により、又正當低廉にして優良なる生産には利潤といふ賞を與へ、不正高價にして劣悪なる生産には損失といふ罰を課すことによつて大部分の生産及商業をして順調に發達せしめた。勿論此理法は市場の規模と分布狀態とに依り、人間の能力に依り、又自然的並に偶發的事件の如何に依つて充分に行はれなかつたこともある。例へば小國、小地方に於ては大國並に現在の世界經濟に比して容易に此理法の實現を見ることが出來た。又技術が複雑となり、交通が遠距離に及び、經營の規模が大きくなるに従つて市場生産と企業者の商品保管は益々容易となつたけれども、此場合には他の一方に於いて全世界の遠き將來までも豫測しなければならない爲め需要の判断が困難となつた。故に大體に於て經濟上の諸機關が進歩したと共に恐慌及失業、並に相場の騰落に關する不満が却て増大した。不正の投機は破産といふ自然の罰則に依つて矯正し得べしと見るのは甚しき不道理である。市場の活動が複雑となるに従つて不正の營利計畫が容易に成功し、破廉恥の利潤慾と無謀殘酷なる競争と野

獸的の弱者壓制が古來未曾有の程度に行はるゝに至つた。

○
企業主義と企

此故に社會主義は宣言して曰く、企業は無用の長物である。其は唯暴利を貪らんとするのみであつて、其以外には無關心無顧慮である。利潤が一分二分に下れば拒絶し、一割に至つて漸く大膽に、五割となれば冒險的に營み、十割となれば一切の人爲的規範を蹂躪し、三十割に至つては如何なる犯罪をも敢行すると。如何にも茲に企業者活動の暗黒面がある。けれども一分の時は萎縮し、八分乃至一割に至つて活躍するといふは誤謬ではないが、抑々利潤が其以上に上る事は極めて稀である。人は利の爲めに努むべからず、唯道徳的並に法律的規範の下に其努力を支配しなければならぬといふは人間の本性を悉く誤解せるものである。巨大利潤に誘惑せらるゝは獨り企業者に限らず世人皆然りである。

從來の企業の短所に就ては「カルテル」其他の集中的企業形態が國民的及國際的擴張を遂げることに依つて一部分匡正することが出来る。企業が正當の組織に於て營まるゝならば其暗黒面と獨占の濫用とは消滅する。萬能なる國家的、共產的組織が現在の制度以上の効を爲すべきや、特に今の民主的政黨政治の下に屢々交代する所の政府

當局者によつて果して好成績が挙げられるであらうか、是は獨り社會主義者の肯定し、歴史と人間を理解する者の悉く否定する問題である。若し企業と「カルテル」とを無用ならしめんとすれば今日の地殻的分業の状態に於ては世界經濟の社會主義的集中經營を必要とするが、果して此事が成功するかは甚だ疑はしきものである。されば今日の國民經濟組織は家族經濟に於て求むべからざる欲望充足を地域團體と企業とに分割し、此兩組織をして相互に補充せしむる所の最妥當なる組織なりと考へらる。斯くて一制度の特徴は他制度の模範となり、其過失は殷鑑となる。生產及商業が私人、即ち大小事業の手中にある限り社會及國家の間接管理の下に置かれ、此管理は商業、交通、社會、建築、市場、貨幣、信用の諸政策、並に大なる國家的經濟制度の活動によつて行はれる。又此社會的管理は今後益々多くの市民が會社及組合の株式及持分を所有し、勞働組合が企業に對して多少の影響を及ぼすことによつて目的を達し得られるであらう。然しながら企業者の責任と自由とは大體に於て存續することが出來、又存續を必要とする。唯國民全體の利益と其健全なる發達とに關する限り、企業者の利潤欲に制限を加へ、其行為に命令を與ふべきである。

斯くして有力なる大企業者階級が勃興し、組織整然たる大集中制度に結合するに從ひ、愈々國家及下層階級との協調が容易となり、又苟も國民經濟若くは其重要部分の指導を爲さんには企業其者が公益の精神に於て營まれるに非ずんば不可能であることを理解せられるに至るであらう。

企業の社會化及集中は益々盛となるであらう、而も其は國家、公共團體及企業が合一するといふ方法に依るのでなくして、改革せられたる企業界（產業組合及「カルテル」を含めて）が益々統一的首腦者に依つて結合せられ、又他の一方に於て政治的權力も同様に益々集中するといふ方法に於て行はれるだらう。而して事業界は單に少數の最高の地位に關してのみ國權の束縛を受くることとなるであらう。國家及公共團體が企業を經營する場合に於ても其交渉、信用、保險の諸制度、特に其純然たる事業經營に屬する事項を多少政權より獨立せしむる事に依つて其經營を最もよく行はれしむるであらう。就中國有鐵道、中央銀行に於て此事が必要である。

人類が近き將來に於て一變せざる限り自己の責任に於て經營さるゝ所の企業なるものは存續せねばならぬ。企業は投機的罪惡を伴ひ、貪慾を切長する傾向あり、社會的

作用を有し、且つ所得分配に影響を及ぼすに拘らず、尙必要なる制度である。蓋し社會の大部分に經濟的能力と勤勉と元氣と技術的及組織的進歩を來たすものは企業である。同時に企業は人をして人格の自由と經濟上の獨立を可能ならしめる社會的形態である。而して此自由と獨立とは唯自ら財産を所有し、自己の力と獨立の勤勞に對して信賴し得る場合に於てのみ與へらるゝのである。

吾人は我獨逸の官吏階級と其偉大なる德性、自由職業者と其理想主義、農民階級と其壯健なる筋骨及質朴なる特性、向上的勞働者階級と其創造力、技術的能力及犠牲的組合運動を大に尊重せんとするが、同様に其補充として全然種類を異にして而も之に劣らざる價値を有する所の事業界の精神力及社會力を必要なりとする。而して又此事業界の勢力は他の社會的諸勢力及傾向と相俟つて始めて健全なる效果を生すべきものと信する。

企 業 論 終

企 業 論 索 引

A		
アッベ Abbe, E.	118—119	地域團體 232—246
アグリーメント	186—201	賃銀制度(家内工業の) 65
「アルゲマイネ」電氣會社	205—207	賃仕事(手工業の) 26
アマルガメーション	209, 217—218	超過資本 109, 215
亞米利加海運トラスト	98	長老會 133
アンズル Ansele	170	中間親方 60, 73, 76
アソシエーション	186—201, 217	仲裁裁判所 134
		コーツ Coats, James 93—94
		Cotton Spinners and Doublers Association 112
		クリューガー Crüger 177, 202
B		D
賣店組合	168	大貿易會社 54—55, 138, 139—141
馬車營業組合	93	大經營
ベルグランド Berglund	109	農業 20—24
伯林電力會社	276	其先驅 45—46
ベタイリギング	203, 207, 218, 224, 225, 226	釀造組合 46—47
Bleachers Association	94	市營事業 47
ビューシエ Buchez	160	製鹽業 48—9
ビュッヒアー Bücher, K.	34	鐵業 49—51
物價調節	30—31, 53, 195—198	近世的企業 79—83
バルコウ・ヴォーン會社 Bulkow, Baughan & Co.	106	其成立の條件 83—90
ビュッシュ Büsch, J.G.	140	其種類 91—95
		林業 95
		鐵業 95—96
		鐵道及海運 17—99
		瓜業 99—101
		銀行業 101—102
C		
Calico Printers Association	112, 217	
カーネギー Carnegie	107—109	

工業	102-115	ファブリーク	4,103-104
マヌファクツール	102-103	フリードリッヒ二世	Friedrich II
ファブリーク	103-104		51
鐵鋼工業	104-10	不動産銀行	102
金屬加工業	110	フージョン	203, 218-223
鐵錫工業	111-112	G	
醸造業	112	原料組合	167
製粉業	113	チード Gide	163, 176
統計	113-115	技術	86-87
其社會問題	116-135	ギルド 商人ギルドを見よ	
其困難	116-120	銀行業	96-97, 101-102, 150, 201, 203-204
合議制經營	121-123	銀行シンドケート	186
事務員問題	124-127	合同電氣會社	203-207
労働者問題	127-135	合議制經營	121-123
代金仕事(手工業の)	26	合名會社	138-139
團體協約	134	H	
電氣事業	205-207, 219-221	排トラスト法	212-213
デパートメントストア	41, 100	ハーレ Halle, Levy v.	110
獨逸銀行	101-102	漢堡亞米利加汽船會社	98-99
ドーレン Doren	61	販賣組合	167
E		ハンザ	15
エジソン Edison	206	ハスバッハ Hasbach, W.	110, 111, 113
營業自由	16-17, 34-35, 37-40, 195	ハイマン Heymann	105
英國東印度會社	97	ホリオーク Holyoake	160
英蘭銀行	96	フーバー Huber, V. A.	160
營利衝動	5, 6, 8, 28, 85, 122, 126, 136, 139, 159, 178	J	
オイレンブルヒ Eulenburg	34		

ゼンクス Jenks	215, 216	價格訴願裁判所	198
自助	161	加工組合	168
事務員	124-127	家內工業	
自宅勞働者 家內工業を見よ		手工業よりの發展	32
自由學說	132	成立	57
自由勞働契約	123-134	意義及組織	53-60
ユラシエツク Juraschek	111, 158	發達 第一期	61-63
助手經營	4, 124	同 第二期	63-69
釀造業	112	同 第三期	69-71
釀造組合	43-4	現在の家內工業	71-76
K			
株式會社		現在自宅勞働者の經濟的地位	75-76
農業	23	批判	76-73
仲間組合	46	官業	23, 47-51, 51-54, 131, 237
労働者問題	130	監查役	146-151, 203-204
起源	139-141	カルテル	
法則	141-142	名稱	186-188
意義	143-144	發展の階段	188-189
株主總會	144-145	任務	189
經營者	145-151	形式	187
社會主義者の批評	151-152	成立の難易	190-192
長所	152-153	組織と經營の困難	192-193
統計	153-153	本質	193-196
家長制大工業組織	128-130	價格政策	196-198
家長制家族	7, 10	取締法	198-199
買入制度(家內工業の)	65	批判	200
階級制度	87-89	カルテルとトラスト	210
階級鬭爭	131	カルテル法	198
海運業	98-99	貸付金庫	164, 166-167
		カウツキー Kautsky	24
		家族經濟	10-11, 232-246
		經營	3-5, 91-95

— 4 —

建築組合	168	工業	
検査役	150,226	手工業	25-43
結合的工場	104	家内工業	57-78
Kettengeschäft	93	大經營	102-115
企業		礦業	49-51,95-96
意義	1-2	工業條例	35-37
企業と經營	5	個人企業	121-123
其萌芽としての商業	5-7	個人主義的思想	140-141,182-183
労働團體は其出立點に非ず	7-9	工場法	133
其出立點としての家族經濟	10-11	工場制人經營 フアブリークを見よ	
農業	19-24	國家	232-246
手工業	25-43	穀物賣買	53
大經營の先駆	44-56	公共團體	232-246
官業	51-54	コンビナシオン	224
家内工業	57-78	混成工場	105,108,111
大經營	79-115	コンフェンシオン	183-201
合名會社及株式會社	136-153	交通	83-84,97-99
産業組合	159-181	小賣商人組合	201-202
集中	182-211	クラウト Kraut	53
企業制度の概観	232-243	クレラー Kreller	125
企業精神、企業者精神	20-21,28,84,152	クルップ Krupp	106-107
企業者	2,84-85	苦汗制度	73-74
企業者組合	14-17,182-231	組合精神	172-174,178
企業者利潤	3,118	競争	12-18,89-90,182-185
キルドルフ Kirdorf, v.	197	協定	12-18,182-186
基督教社會主義	160	L	
クナツプ Knapp, G. F.	22	ラーマイヤー Lahmeyer	221
ヌープ Knoop	113,146,204	リーフマン Liefmann	207,224
幸福增進設備	134	ロイド Lloyd	98
子會社	204-207,218		

— 5 —

レーエ Loewe, Ludwig	205,221	ナポレオン一世 Napoleon I	17,37
ローマン Lohmann	63	ネツケル Necker	37
ラッドロー Ludlow, J. M.	160	農業	
M		小農の發達	19-20
マクロスチー Macrosty	94,106, 112,113,201,217	大農の發達	20-22
前貸組合	161-165	資本主義	22-24
前貸人(問屋) 家内工業を見よ		官營	23
前貸制度 同上		株式會社	23
メーデン、デュ、ボーブル	170	乳酪組合	168,170
マネジャー	125	O	
マンチエスター派	75,151	Operating Company	108
マンネス Mannes	169	和蘭東印度會社	97
マヌファクツール	4,102-103	織物業	61-63,111-112
マルクス Marx, Karl	102,105	卸賣聯合會	176,202
モーリス Maurice	160	オーエン Owen, Robert	160
マーチャント、アドベンチュラース		親會社	204-207
16	P		
メルカンチリズム	16,51-53	麺麭燒組合	168-170
水割	109,205	ペルチー Peruzzi	96
持株會社、持株トラスト	91,108-209, 212,218	ブル	107,186-201,212
木綿工業	111-112	R	
モルガン Morgan, P.	98,108,214,225	ライファイゼン Raiffeisen	160,164, 166-167
Multiple firm	93	ラテナウ Rathenau	206,221
N		利益共同組合	203,207,218,219,224
仲間組合	17,23-37,46,61-62,182,183	リング	186
		林業	95

ロックフェラー	Rockfeller	シユルツエ、デーリツチ	Schultze-
	108,211-212,214,225	Delitzsch	160,164-165,174,175
労働團體	8-9	シユルツエ、ゲフアーニツツ	
労働組合	17,120,134,170,179,184,244	Schultz-Gävernitz	113
労働者代表	134	シュワルツ Schwarz, O.	110
労働者保護法	133	製鹽業	48-49
労働者委員會	133	製粉業	110
労働者問題		生計及労働共同體	137-138
事務員と關係	126	制規會社	16,45,139,182
家長的組織	127-130	製鋼業	104-110
其將來	130-135	製鋼トラスト	90,91,108-109
改革の方法	133-134	生産組合	9,88,171
株式會社	153	製鐵業	104-110
產業組合	179-180	石油トラスト	211-213
企業集中	227-228	纖維工業	111-112
S			
產業組合		船舶共有組合	137,139
労働團體	9	社會民主黨	22-24,125,131
農民	20	社會主義	
手工業	43	企業	3,82,243-244
根據	159-161	農業	22-24
成立	161-162	株式會社	151-152
目的及種類	162-171	消費組合	163,169
本質	172-174	カルテル	199
組織及管理	174-175	市營事業	47
統計	175-178	資本	85
批判	178-181	資本主義	22-23,85,160
聯合	201-202	市場	2 18,29-31
ザヴァリー Savary	140	紳士協定	187
シュツケルト Schukert	222-223	支店制度	201
		氏族	7-10,172

商業		村落貸付金庫	160-167
企業の萌芽	5-7	ステーブル、マーチヤント	15
大經營成立の條件	83-84	シンデケート	186-201
經營の規模	99-101		
消費組合	162-164,169,178	T	
職人組合	17,29,37	タフト Taft	216
商人團體	14-16,45,182	單純工場	105
商人ギルド	13-14,30,45,182	帝國銀行	102,227-229
集合經營	合議制經營を見よ	帝國カルテル局	198,225
手工業		鐵道	97-98
意義	25-26	ティース Thiess	167
成立	26	チッセン Tyssen	205
手工業者	26-28	特許貿易會社 人貿易會社を見よ	
企業者精神	28	匿名組合	138
物質的經濟的前提	29	問屋 家内工業を見よ	
仲間組合	30-37	取締役	145-151
舊手工業の三種類	32-34	トラスト	
發達	34	大經營の一種	94
政策の變遷	34-40	製鋼トラスト	108-109
批判	40-43	英國纖維工業	112
手工制大經營 マヌファクツールを見よ		起源及發展	208-210
ジーメンス Siemens, W. v.		トラストとカルテル	210
	206,210-223	石油トラスト	211-213
信用組合	101,164-167	批判	213-215
ジンツハイマー Sinzheimer	113	米國のトラスト問題	215-217
スマス Smith, Adam	55,140,182,195	英國のアマルガメーション	217-218
綜合企業	92	獨逸のフーフジョン	218-226
租稅請負	21,55-5,137	ツーメンス	219-221
ゾムバルト Sombart, W.		結論	226-231
	3-5,25,29,96,113	通信販賣業	100

チュルゴー Turgot 37

U

United States Steel Corporation

製鋼トラストを見よ

アンキン Unwin 46,63,66

ユーラ Ure 125

V

フォアグト Voigt, Paul 34

フエルカー Völcker 105,193

フォールウイト 169-170

W

和解局 134

ウェップ夫人 Webb, Mrs. Sydney
178

ウイスキートラスト 214

ウイードフェルド Wiedfeldt 34

Y

羊毛工業 63,112

郵便制度 97

Z

セメント工業 96

造船所 110

發行所

東京青山原宿百
七十番地十六號

下出書店

電話六三六〇七七
老舊東京五六七



大正十年十二月三日印
大正十年十二月五日發

行刷

企業輪輿附

定價金二圓五十錢

口 著 增 地 庸 治 還

發行者 東京市京橋區南金六町十二番地
望 月 精 義 雄

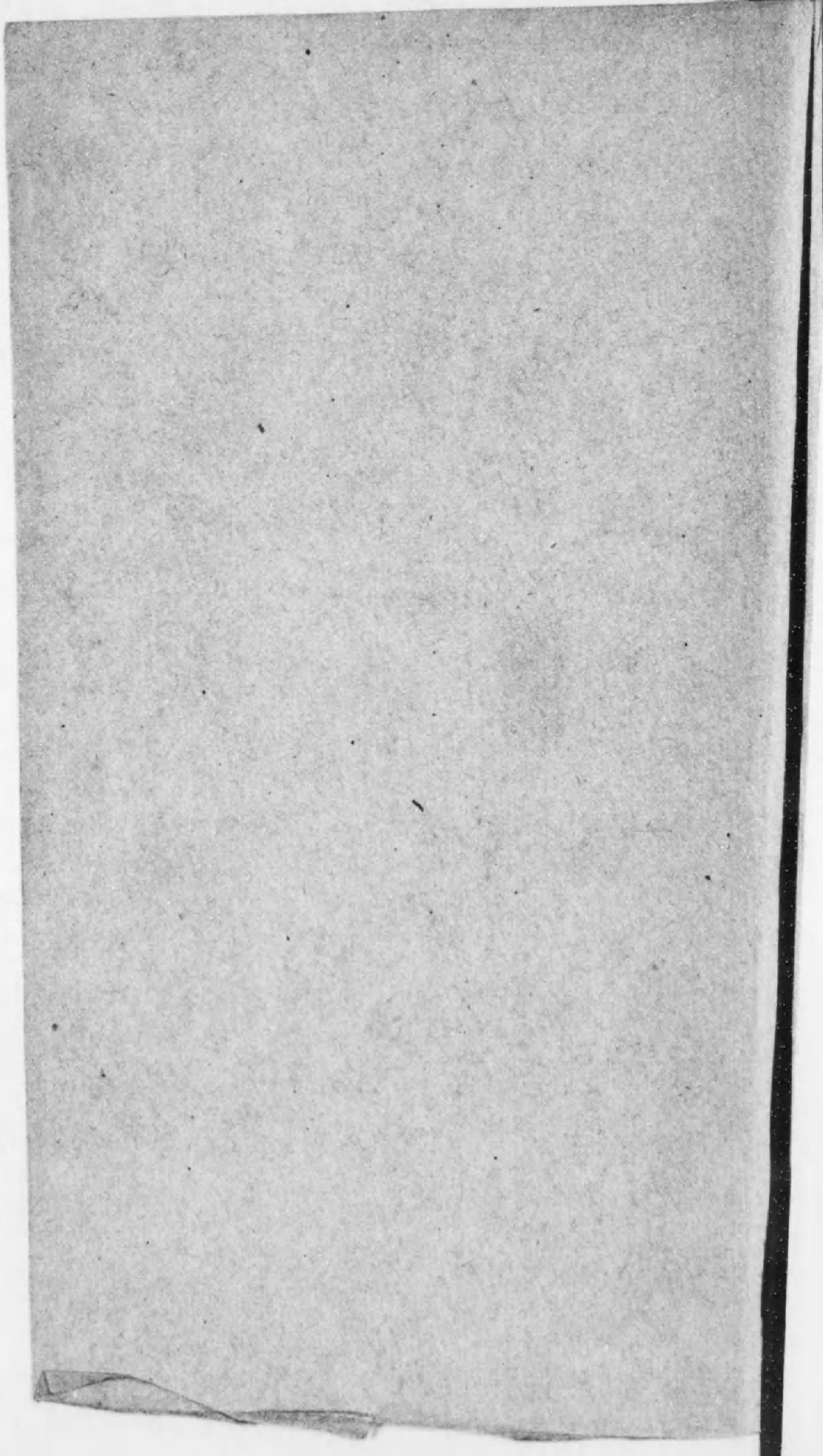
印 刷 者 東京市京橋區南金六町十二番地
精 無

行印所副印社信通文英

◇ 下出書店刊行書目 ◇

新生會叢書第一編	岡 邦 雄譯	ニウトンからアインスタインまで	八十
第二編	内山賢次譯	ゴリキイの見たるトルストイ	八十五
第三編	高橋誠一郎著	一圓四十錢	一圓四十五錢
第四編	桑木或雄著	私有財産制度論の變遷	一圓三十錢
第五編	町野並樹譯	物理學序論	一圓四十錢
第六編	穗積重遠著	社會思想の變革	一圓三十錢
第七編	加田哲二譯	國際心のあらはれ	一圓十錢
第八編	角田陸雄著	モリス評傳	九十九
第九編	新勞動組合運動	文化改造	一圓五十錢
第十編	桑木巖翼著	三つの感想	一圓六十錢
第十一編	桑木或雄著	絶對と相對	一圓四十錢
高橋誠一郎著	協同主義への道	五十五	八十
小泉信三著	社會組織の經濟理論的批評	三三	八十五
内山賢次譯	ドフトイエスキーリ研究	二圓七十錢	一圓四十錢
岡 邦 雄著	新しい物理學	二圓三十錢	一圓五十錢
野村繁太郎著	社會生活と理想哲學	圓四圓	一圓四十錢
上川貞次郎著	社會改造と企業	一圓五十錢	一圓五十錢
伊藤徳之助著	占の話		

新近三十三新近五新近三三三四四四五十五版
刊刊刊版版刊刊版版版版版版版版版版版版版
一圓五十錢



512
25

終